

沖縄県県外進学大学生奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、県内の大学等進学率の改善を図るとともに、本県におけるグローバル人材の育成を促進するため、知事が、県内の高等学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する者等で、県外の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。）のうち、別表1に掲げる指定大学（以下「指定大学」という。）へ進学する能力があるにもかかわらず、経済的な理由で進学が困難な者に対して、予算の範囲内で大学修学に要する修学資金の一部を給付する（以下、給付する修学資金を「奨学金」という。）ものとし、その給付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者等)

第2条 奨学金の給付を申し込むことができる者（以下「申込資格者」という。）及び奨学金の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、別表2のとおりとする。

2 本奨学金に係る手続は、本人のほかに連帯保証人を定めて行うこととし、連帯保証人は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申込者が未成年者の場合には、保護者（民法（明治29年法律第89号）第818条に規定する親権を行う者、第839条に規定する未成年後見人若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する当該未成年者に対して親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、又は過去に監護していた児童養護施設長等をいう。以下同じ。）

(2) 申込者が成年者の場合には、父、母又は成年者である兄弟姉妹。父母又は成年者である兄弟姉妹がいなく、55歳以下の有職者

(奨学金の種類等)

第3条 知事は、予算の範囲内で奨学金を給付する。

2 奨学金の種類、給付額及び給付時期は、別表3のとおりとする。

3 月額奨学金の給付期間は在学する指定大学履修課程の標準修業年限の終期までとする。

(奨学生願書等の提出)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、別に定める奨学生願書（奨学金の給付を希望する者が未成年者の場合にあっては、その保護者と連署することを要する。）に必要書類を添えて、在学する又は卒業した高等学校等の長（以下「在学等高等学校長」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。（以下、奨学生願書を提出した者を「申込者」という。）

2 前項の規定により出願書類を受けた在学等高等学校長は、書類を審査のうえ、別表2に掲げる申込資格者の要件を備えていると認める者について、別に定める推薦書を作成して知事に提出するものとする。

(候補者の決定)

第5条 知事は、前条の奨学生願書等を受理したときは、教育委員会において選考のうえ、候補者及び選考順位を決定し、選考順位と給付予定人数を申込者に通知するものとする。

(奨学金の給付申請)

第6条 選考順位が給付予定人数の範囲内である候補者が指定大学に合格したときは、知事が定める日までに別に定める奨学金給付申請書に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(奨学金の給付決定)

第7条 知事は、前条の給付申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、奨学金の給付を決定し、申請者に通知するものとする。(以下、奨学金の給付決定を受けた者を「奨学生」という。)

(入学支度金の請求等)

第8条 奨学生は、入学支度金の概算払を受けようとするときは、知事が定める日までに別に定める概算払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 奨学生は、第11条に定める入学支度金に係る給付額確定の通知を受け、未受給額があるときは、直ちに別に定める精算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 奨学生は、給付決定を受けた後に入学支度金の額を変更しようとする場合には、遅滞なく別に定める変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(月額奨学金の請求等)

第9条 奨学生は、月額奨学金の給付を受けるときは、知事が定める日までに別に定める月額奨学金に係る請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 奨学生は、指定大学に入学後初めて提出する前項の請求書に添えて、指定大学に在学していることを証明する書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 奨学生は、当該給付対象経費の執行が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(給付額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、給付対象経費の執行が適正に遂行されたと認めるときは、給付額を確定し、奨学生に通知するものとする。

- 2 知事は、給付額を確定した場合において、既にその額を超える奨学金が給付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

(奨学金継続給付の適格認定)

第12条 奨学生は、毎学年度、奨学生としての適格性について知事の確認(以下「適格認定」という。)を受けるものとし、知事が定める日までに、別に定める継続給付申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する奨学金継続給付申請書等を受理したときは、別表4に定める適格認定の基準(以下「適格基準」という。)に基づき適格認定を行い、奨学生に対してとるべき処置を決定し、通知するものとする。

(転学による奨学金の取扱い)

第13条 奨学生が転学する場合、奨学生が奨学金の給付の継続を願い出たときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす転学に限り、奨学金の給付を継続することができる。

- (1) 指定大学への転学であること。
- (2) 転出元及び転入先における学校長の許可を得た転学であること。
- (3) 引き続き継続する年次への転学であること。

(留学による奨学金の取り扱い)

第14条 奨学生は、留学しようとするときは知事に届け出るものとし、その際に奨学生が奨学金の給付の継続を併せて願い出たときは、次の各号に掲げる要件を満たす留学について、奨

学金の給付を継続することができる。

- (1) 在学大学長が教育に有益であると認める留学であること。
- (2) 他の機関からの留学奨学金の給付等による留学の場合又はこれに準ずる留学でないこと。
(日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度及び官民協働海外留学支援制度による派遣留学生としての留学及び留学期間が3月未満の留学を除く。)

(決定の取消し)

第15条 知事は、候補者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 別表2に掲げる申込資格者の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 指定大学への進学の見込みがなくなったとき。
 - (3) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の給付を受ける者として適当でないと知事が認めたとき。
- 2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、給付決定を取り消すものとする。
- (1) 第9条第2項に規定する証明書類を提出しないとき。
 - (2) 指定大学に入学しないとき。
 - (3) 出願書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- 3 申込者、候補者及び奨学生は、取消しに該当する状況に至ったときは、速やかに別に定める辞退届により届け出なければならない。
- 4 前項の辞退届がなされない場合において、調査により、明らかに取消しに該当すると認められる場合には、知事は辞退届を待たずに決定を取り消すものとする。

(給付の廃止)

第16条 知事は、第12条による適格認定のほか、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、随時、奨学金の給付を廃止することができる。

- (1) 別表4の廃止区分1から3までの1つ以上に該当するに至ったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) その他、知事が奨学金の給付の廃止が適当と認めたとき。
- 2 奨学生は、廃止に該当する状況に至ったときは、速やかに辞退届により届け出なければならない。(奨学生が死亡したときを除く。)
- 3 前項の辞退届がなされない場合において、調査により、明らかに廃止に該当すると認められる場合には、知事は届を待たずに奨学金の給付を廃止するものとする。

(給付の停止)

第17条 知事は、第12条による適格認定のほか、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、随時、奨学金の給付を停止することができる。

- (1) 別表4の停止区分1から5までの1つ以上に該当するに至ったとき。
 - (2) その他、知事が奨学金の給付の停止が適当と認めたとき。
- 2 奨学生は、停止に該当する状況に至ったときは、速やかに停止に係る届により届け出なければならない。
- 3 前項の停止に係る届がなされない場合において、調査により停止に該当することが明らかなる場合には、知事は届を待たずに奨学金の給付を廃止するものとする。

(取消し、廃止及び停止の効果)

第18条 給付決定が取消しとなったときは、給付決定が初めからなかったものとして取扱い、

一切の奨学金を給付しないものとする。

- 2 奨学金の給付が廃止又は停止となったときは、その理由が生じた月の翌月分（月の初日からその理由が生じた場合は、その日の属する月分）以降の奨学金は給付しないものとする。
- 3 前2項の場合において、既に給付済で給付超過となる奨学金があるときは、超過分を返還させるものとする。
- 4 奨学金の返還の期限は、知事が返還を命じた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第17条第4項の規定に基づく延滞金を徴するものとする。
- 5 奨学金の返還方法は、知事の交付する返還命令書に定めるところにより、返還期日までに沖縄県指定金融機関へ納入させるものとする。

（返還免除）

第19条 次の各号のいずれかの事由により、奨学生が指定大学に入学できなくなったとき又は入学後に退学を余儀なくされたときは、前条第3項の返還について返還未済額の全部を免除することがある。

(1) 奨学生の死亡

(2) 次に掲げる程度の奨学生の精神若しくは身体の障害

ア 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの

イ 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

- 2 奨学生又は奨学生の相続人及び連帯保証人が、奨学金の返還の免除を受けようとするときは、知事が定める日までに別に定める奨学金返還免除願に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の免除願を受理したときは、当該願に係る書類を審査して免除の可否を決定し、願出者に通知するものとする。

（奨学金の復活）

第20条 奨学金の給付を停止された者が、その理由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。ただし、停止されたとき（別表4の停止区分5に該当して停止されたときを除く。）から2年を経過したときは、この限りではない。

- 2 知事は、前項の願出を受理したときは、当該願出に係る書類を審査し、奨学生として適格であると認めたときは、その理由が止んだ月の当月分（理由が止んだ日が月の末日の場合は、その日の属する月の翌月分）から奨学金の給付を復活するものとする。
- 3 前項により復活した奨学金の給付は、直近の給付日に行う。ただし、知事が必要と認める場合には、その日以前に給付することができる。

（奨学金受給証明書の願出）

第21条 奨学生は、奨学金受給証明書の発行を希望する場合、別に定める奨学金受給証明書発行願により願い出なければならない。

（異動等の届出）

第22条 申込者、候補者及び奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 自身又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動を生じたとき。
 - (2) 連帯保証人を変更するとき。
 - (3) 奨学金振込口座を変更するとき。
 - (4) その他手続に影響を及ぼす事項に異動を生じたとき。
- 2 奨学生が死亡したときは、連帯保証人は死亡届に必要書類を添えて、直ちに届け出なければならない。

(奨学生であった者の届出)

第23条 奨学生であった者は、卒業してから6か月以内に卒業後状況を届け出なければならない。その後、氏名、住所、勤務先その他の重要な事項に変更があったときも、速やかに届け出なければならない。

(成果報告等)

第24条 奨学生は、県外指定大学在学中又は卒業後、知事の求めに応じ、県外指定大学進学等の成果を発表すること等に協力するものとする。

(調査の実施等)

第25条 知事は、必要があると認めるときは、奨学生に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を調査させることができる。

- 2 奨学生は、知事が前項の調査を行おうとするときは、これに協力しなければならない。
- 3 奨学生は、本条における調査のため、奨学金に係る証拠書類（申請及び請求に係る書類の写し、受給に係る口座の通帳等）を整理し、かつ、これらの書類を、当該給付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第26条 この要綱の規定により書類を知事に提出する場合、本奨学金申込から指定大学入学までの間の事務に係る書類は、在学等高等学校長を経由しなければならない。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 令和6年10月1日の前日において採用されていた奨学生については、改正後の（別表1）（第1条関係）の規定にかかわらず、改正前の（別表1）（第1条関係）の規定による取扱いの例による。

(別表1) (第1条関係)

指定大学		
北海道大学	千葉大学	上智大学
東北大学	東京外国語大学	東洋大学
筑波大学	東京芸術大学	法政大学
東京大学	長岡技術科学大学	明治大学
東京科学大学	金沢大学	立教大学
名古屋大学	豊橋技術科学大学	創価大学

京都大学 大阪大学 広島大学 九州大学 慶應義塾大学 早稲田大学	京都工芸繊維大学 岡山大学 熊本大学 国際教養大学 会津大学 国際基督教大学 芝浦工業大学	立命館大学 関西学院大学 立命館アジア太平洋大学
---	---	--------------------------------

備考 この表に定める県外指定大学において設置される学部のうち、「学校教育法（昭和22年法律第26号）」第86条の規定に基づき設置される「夜間において授業を行う学部」及び「通信による教育を行う学部」を除く全ての学部を給付対象学部とする。

(別表2) (第2条関係)

申込資格者	次に掲げる要件を全て備えている者。 1 指定大学へ入学するための奨学金の給付を受けようとする者であって県内の高等学校等の在学者若しくは卒業生（卒業して2年を経過していない者に限る。ただし、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程及び高等学校の専攻科（以下「高等教育機関」という。）に在学している者を除く。） 2 出願時までの高等学校等における学習成績の評定の平均値が5段階評価で4.0以上であること。 3 申込資格者の生計を維持する者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者）の所得の年額（金銭、物品等の1年間の総収入金額から必要な経費（給与収入、年金収入の場合は、別表第2-2に掲げる算式により算出した控除額）を控除した額から別表第2-3に掲げる特別控除額を控除した額）が0円以下であること。 4 日本国籍を有する者又は在留資格を有する者（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者、又は「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」別表第2の永住者、日本人の配偶者若しくは永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者、若しくは同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めた者をいう。以下同じ）。 5 申込資格者の生計を維持する者が、原則として、奨学金受給期間中継続して本県に住所を有する者であること。 6 沖縄県医師修学資金又は沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けないこと。 7 日本学生支援機構及び沖縄県を拠点とする機関から給付型の奨学金を受けないこと。
受給資格者	次に掲げる要件をすべて備えている者。 1 本奨学金の給付決定を受けて指定大学に入学金を支払った者又は指定大学に在学する者であること。 2 日本国籍を有する者又は在留資格を有する者。 3 受給資格者の生計を維持する者が、原則として、受給期間中本県に住所を有していること。 4 沖縄県医師修学資金又は沖縄県看護師等修学資金等、返還免除規定のある修学資金の貸与を受けていないこと。 5 日本学生支援機構及び沖縄県を拠点とする機関から給付型の奨学金を受けていないこと。（第19条第3項に規定する留学に係る奨学金を除く。）

(別表第2-2)

給与所得の場合による控除額

(A)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合	年間収入額×0.2+214万円
(ただし、給与収入以外の収入があり、かつ給与収入が268万円未満の場合、控除額は給与収入額と同額とする。)	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円とする。)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考

- 奨学金の給付を受ける者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあつては（A）の表、少ない者にあつては（B）の表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者は（A）の表、他方の者は（B）の表を適用する。
- 控除額は、1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。

別表2-3

特別控除額表

特別の事情		特別控除額
A 世帯を対象とする 控除	(1) 母子・父子世帯	99万円
	(2) 就学者等のある世帯	小学校児童1人につき 31万円 中学校児童1人につき 46万円 国・公立高等学校生徒1人につき 自宅通学 39万円 自宅外通学 69万円 私立高等学校生徒1人につき 自宅通学 88万円 自宅外通学 118万円 国・公立高等専門学校生徒1人につき 自宅通学 39万円（第1学年から第3学年） 自宅通学 43万円（第4学年、第5学年及び専攻科） 自宅外通学 69万円（第1学年から第3学年） 自宅外通学 72万円（第4学年、第5学年及び専攻科） 私立高等専門学校生徒1人につき

		自宅通学 88万円（第1学年から第3学年） 自宅通学 87万円（第4学年，第5学年及び専攻科） 自宅外通学 118万円（第1学年から第3学年） 自宅外通学 116万円（第4学年，第5学年及び専攻科） 国・公立大学学生1人につき 自宅通学 74万円 自宅外通学 121万円 私立大学学生1人につき 自宅通学 133万円 自宅外通学 180万円 国・公立専修学校高等課程生徒1人につき 自宅通学 39万円 自宅外通学 69万円 私立専修学校高等課程生徒1人につき 自宅通学 88万円 自宅外通学 118万円 国・公立専修学校専門課程生徒1人につき 自宅通学 36万円 自宅外通学 81万円 私立専修学校専門課程生徒1人につき 自宅通学 102万円 自宅外通学 147万円 上記以外の者で就学者等と見なされる者1人につき 自宅通学 39万円 自宅外通学 69万円
	(3) 障害者のいる世帯	障害者1人につき 99万円
	(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額
	(5) 主たる家計支持者が単身赴任している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。
	(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額
B 本人を対象とする控除	(1) 出願時	74万円
	(2) 適格認提時	国・公立大学 70万円に授業料年額を加えた額 私立大学 84万円に授業料年額を加えた額

備考

- 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除は、奨学金の給付を受ける者を除く世帯員を対象とする。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

- 3 A欄の「(2)就学者等のいる世帯」の「上記以外の者で就学者等とみなされる者」は、高等教育機関に進学するために受験勉強をしている者（高校等卒業後2年以内の者に限る。）とする。
- 4 A欄の「(2)就学者等のいる世帯」に関し、海外留学している就学者（国内の学校等との交換留学を除く。）がいる場合には、自宅外通学の私立大学学生の取扱を準用するものとする。
- 5 B欄の「授業料年額」とは、在学している大学の申込時における授業料年額とする。
- 6 奨学金の申込時において、子供が1人を超える世帯については、その超える人数につき、124万円を乗じた額をさらに控除できることとする。

（別表3）（第3条関係）

種類	給付額	給付時期（目安）
入学支度金	300,000円以内（入学に要する経費の実費相当額）	入学の前年度（入学金納入期間）合格等を確認後、給付を決定した日から2週間以内に給付する。
月額奨学金	月額70,000円	在学期間（標準修業年限）年間4回、月額3箇月分を以下の時期に給付する。 4月から5月までの間、7月、10月及び1月

（別表4）（第12条第2項関係）

認定区分	処置の内容	適格基準の細目
廃止	奨学生の資格を失わせる。	1 別表2に掲げる受給資格者の要件 1～5を欠くに至った者 2 学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 (2) 当年度の修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者（停止区分2に該当する者を除く。） 3 次のいずれかに該当する者 (1) 自主退学又は退学・除籍の処分を受け学籍を失った者 (2) 無断で転学、編入学又は留学した者 (3) 傷病等のために修学の見込がない者 (4) 「奨学金給付申請書」又は「継続給付申請書」を提出しなかった者（当該書類に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。） (5) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当である者 (6) 別表2により併給が認められていない他の機関からの給付型の奨学金を受けている者（ただし、第17条第2項に基づく届出を行っていない者に限る。） 4 経済状況について、前年度の適格認定において停止区分6に該当する者として停止の処置を受けている者のうち、当該年度の適格認定においても停止区分6に該当する者
停止	1年以内で知事が定める期間、奨学金の給付を停止する。	1 休学又は次の各号に該当しない1か月以上の長期欠席をする者 (1) 休学に準ずるような長期欠席ではなく、その欠席によって卒業期が延びないこと。

		(2) 在学大学長が卒業の見込みがあると認め、かつ、奨学金を給付することが適当であると認められること。 2 学業成績が、廃止区分2第2号と同じであるが、卒業の見込みがある者 3 転学（転学部を含む。以下同じ。）によって同一年次を重複する者 4 廃止区分に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の給付を停止させることが適当である者 5 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条に規定する学資支給金及び同法第6条に規定する授業料等減免を受けるとき。 6 経済状況について、別表2申込資格者欄第3項に定める経済的要件に該当しない者（ただし、廃止区分4に該当する者及び適格認定時に奨学生の生計を維持する者の所得の年額が280万円以下であり、かつ、その前年度の適格認定時（最初の適格認定においては出願時）において別表2申込資格者欄第3項の要件を満たしていた者を除く。）
警告	奨学金の給付を継続するが、学業成績が回復しない場合、次回の適格認定時以後に廃止・停止となることを警告し指導する。	1 廃止又は停止の区分に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、第1号又は第2号に該当する者のうち、次年度以降の修得単位（科目）数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者又は当年度の修得単位（科目）数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。 (1) 当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下の者 (2) 前号の規定にかかわらず、在学大学長が当年度の修得単位（科目）数が著しく少ないと認めた者 (3) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4) 学修の意欲に欠ける者 (5) 仮進級となった者
継続	奨学金の給付を継続する。	1 廃止、停止又は警告に該当しない者